

平成28年
4月から

傷病手当金・出産手当金の 算定方法が変更されました!!

共済だより3月号及び4月号のリーフレットにてお知らせのとおり、組合員が病気やケガ、出産のために勤務を休んだときは、報酬の支給状況により傷病手当金・出産手当金が支給されますが、平成28年4月分からは給付額の算定方法が次のとおり変更されております。

●傷病手当金・出産手当金の給付額の算定方法

【平成28年3月分までの給付額】

(1日あたりの金額)

$$\text{休業した月の標準報酬の月額} \div 22 \times 2/3$$

【平成28年4月分からの給付額】

(1日あたりの金額)

$$\text{支給開始月を含む直近12カ月の平均標準報酬の月額} \div 22 \times 2/3$$

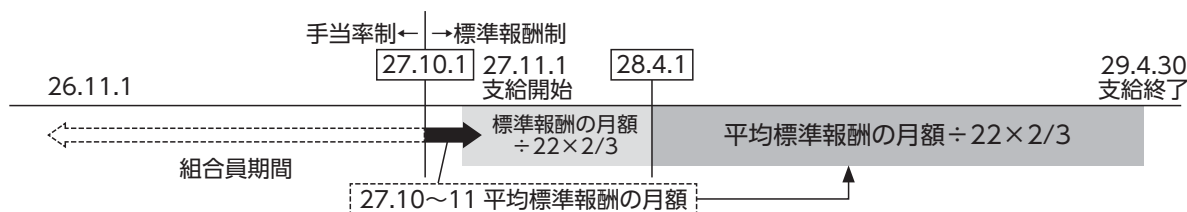
平成27年10月から標準報酬制に移行したことに伴い「支給開始月を含む直近12カ月の平均標準報酬の月額」を算定する際に、経過措置が設けられております。

また、支給開始月以前の組合員期間によって、平均標準報酬月額の算定方法が異なりますのでご注意ください。今月号では、よくある事例を紹介いたします。

【例1】支給開始月以前の組合員期間が12ヵ月以上あり、支給開始日が平成27年10月1日以降の場合

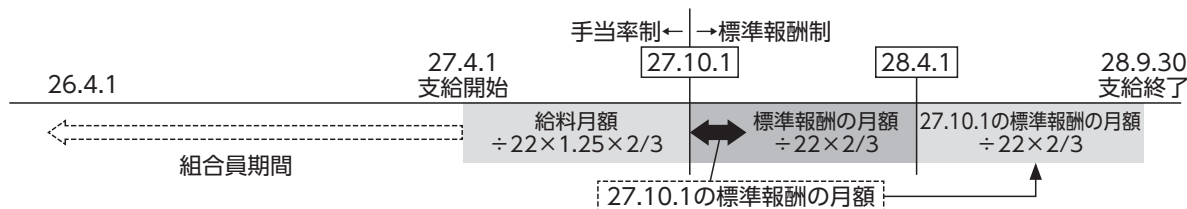
支給開始月を含む直近12カ月の平均標準報酬の月額で算定します。

ただし、支給開始月以前の組合員期間が12ヵ月以上あっても、平成27年10月(標準報酬制移行)以降の期間が12ヵ月に満たない場合は、平成27年10月から支給開始月までの標準報酬の月額の平均額で算定します。



【例2】支給開始月以前の組合員期間が12ヵ月以上あり、支給開始日が平成27年9月30日以前の場合

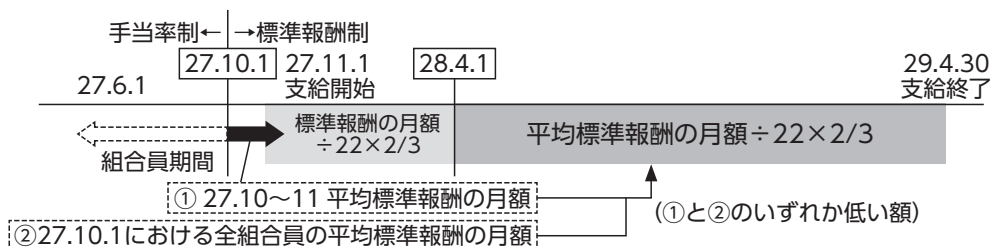
平成27年10月1日の標準報酬の月額で算定します。



【例3】支給開始月以前の組合員期間が12ヵ月未満で、支給開始日が平成27年10月1日以降の場合

次の①と②のいずれか低い額で算定します。

- ① 支給開始月以前の継続した各月の標準報酬の月額平均額
- ② 前年度の9月30日（平成28年度は、前年度の10月1日）における全組合員の平均標準報酬の月額
【平成27年10月1日における全組合員の平均標準報酬の月額 → 41万円】



傷病手当金と出産手当金の関係

平成28年3月分までは出産手当金を受給する場合、その期間については傷病手当金を支給しないこととなっておりましたが、平成28年4月分からは、傷病手当金の額が出産手当金の額よりも多ければ、その差額を受給できることになりました。

傷病手当金・出産手当金の算定方法等は、このほかにも詳しく定められておりますので、請求の際にはお気軽にご相談ください。